

# 令和6年度佐賀土木事務所庁舎清掃業務委託仕様書

この仕様書は作業の概要を示すものであり、現地の状況に応じ軽微なものは、本書に記載されていない事項であっても、委託業者が美観上又は建物管理上必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で実施するものとし、また、本仕様書に基づく作業は、建築物環境衛生管理技術者の指導監督のもとに実施するものとする。

なお、本仕様書で、甲とは委託者佐賀県で、乙とは受託業者をいう。

## 1 一般的事項

### (1) 清掃委託部分

佐賀土木事務所

### (2) 清掃業務の種類及び回数等

- ①日常清掃業務 : 閉庁日以外の毎日、開庁時間(8:30~17:15)のうち1日4時間とする。
  - ②定期清掃業務 : 休日等(土、日、祝日)
    - 床面Pタイル水拭及びワックス塗布研磨機仕上げ(2,100㎡)  
2回/年(5月・11月)
  - ③特別清掃業務 : 休日等(土、日、祝日)
    - 窓ガラス拭上清掃(734㎡)  
2回/年(7月・12月)
    - ブラインド清掃業務(734㎡)  
1回/年(12月)
    - エアコン室内機フィルター清掃(68台)  
2回/年(5月・10月)
- ※内訳(天吊型12台、天井埋込型39台、壁掛型2台、床置型15台)

### (3) 清掃作業要員

- ①日常清掃の作業要員は、乙の常勤の従事者であって、臨時的に雇用されるものは除外する。
- ②日常清掃の作業要員は常駐とし、1名以上を毎日常駐させること。

### (4) 使用材料

- ①作業に使用する材料は、すべて品質良好(工業規格品)であること。  
※環境ホルモン疑義物質及びシックハウス症候群配慮に適合した材料を使用すること。

②作業に使用する材料・機械・機具は乙の負担とする。なお、電力、水道の費用は甲の負担とするが、これらの使用に当たっては、極力節約に努めること。

③引火性ガソリン及びベンジン等の薬品及びリンを含む合成洗剤は、絶対に使用しないこと。

#### (5) 作業工程

①清掃作業は、下記2の「業務要領」に基づき実施すること。

②乙は、定期清掃、特別清掃の実施に際しては、事前に甲の庁舎管理担当へ連絡し、作業実施後は「清掃業務報告書」を甲に提出すること。

### 2 業務要領

#### (1) 日常清掃

区分	内 容	回 数
1	中央階段の水拭き及び空拭き清掃	毎日・・・1回
2	塵紙屑等の処理	
3	湯沸室の床面タイル拭上清掃	
4	手洗器、器具、棚等の清掃	
5	便器（大・小）床、壁面タイル水拭き及び空拭き清掃	
6	玄関出入口のガラス窓水拭き及び空拭き清掃	週・・・2回
7	玄関マット巻上防塵清掃、ホール防塵水拭き及び空拭き清掃	
8	廊下、階段（西側）、階段手摺の水拭き及び空拭き清掃	
9	会議室の床面防塵水拭き及び空拭き清掃	
10	茶がらの処理、清掃	
11	洗面所の鏡空拭き	
12	休憩室畳除塵清掃（随時薬品にて拭上げ）	随 時
13	塵処理清掃	
14	庁舎周りの簡易な清掃及び除草	

#### (2) 定期清掃

①ポリシャーを使用できない部分は、ブラシ又は乾布類を用いて磨き出しを行うものとする。

また、移動可能な椅子等の備品類は、移動したうえで清掃を行うものとする。

なお、移動した備品類は、清掃後元の位置に必ず戻しておくこと。

②床面Pタイルの水拭きを行う際は、必ず掃き掃除を行った後に水拭きを行うこと。

③床面Pタイルのワックス塗布研磨機仕上げを行う際は、タイルの汚れを落とした後にワックスで仕上げを行うこと。

### (3) 特別清掃

#### ①窓ガラス拭上清掃

両面とも石鹼温水又は薬液類（スチールに有害となるもの又はサッシに塗布したペンキが溶解される恐れのあるものは不可）を使用して拭き、さらに乾布で拭き磨きをすること。

#### ②ブラインド清掃

クリーナーを用いて塵埃を払い清掃すること。

#### ③エアコン室内機フィルター清掃

フィルターに付着した塵埃・カビを除去すること。

### 3 損害、その他

(1) 作業実施に当たり、建物・工作物・その他に対し故意又は重大な過失により損害を与えたときは、乙は、直ちに原状回復又は損害を弁償すること。

(2) 作業実施中に破損箇所を発見した場合又は機械器具等の清掃に当たり故障等を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。

(3) 作業に当たっては、労働安全衛生及び火気の取扱いに厳重に注意すること。

(4) 業務上知り得た事項は、機密とする。

(5) 定期清掃、特別清掃の年間計画書を提出すること。

(年間計画書の日程は、甲乙協議のうえ契約期間内で変更することができる。)

(6) 契約終了後の引継ぎは、的確に行うこととし、報告書電子データ及び打合せ記録等は、引き継ぐものとする。

(7) その他細部については、甲の指示を受けること。なお、作業内容が著しく劣るときは、契約を解除する場合がある。